（様式２）

**諫早市地域クラブ認定規定確認書**

　下記の認定規定の左側□に☑を入れてください。

地域クラブの組織に関すること

□　原則、市内の児童生徒で構成された地域クラブである。

□　活動拠点は原則として諫早市内とし、活動場所への移動については、児童生徒やその保護者の過度な負担になっていない。

□　長崎県教育委員会及び各競技団体が主催する研修会を受講し（受講予定）、諫早市教育委員会に指導者として登録されている指導者が運営に携わる。

□　継続的な地域クラブの運営を目指し、複数の役員や指導者が運営に携わっている。

□　以下の条件を満たす規約（会則）を作成しており、それらの内容が教育上、児童生徒の健全育成に際し、適正である。

・目的・運営主体（役員）・入退会・会費等・活動場所・活動時間・休養日

・保険・会議（総会）等

□　学校活動時の怪我等に備えた災害給付と同等の報償となるスポーツ安全保険等に加入している。

地域クラブの活動方針や指導方針に関すること

□　部活動のこれまでの教育的効果や意義を正しく理解するとともに、勝敗などに偏った指導にならないように努め、子どもの資質・能力の向上及び健全育成を主たる目的として活動する。

□　体罰や暴言等の児童生徒の人権を侵害する違法な行為を行わない。

□　「諫早市中学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する方針」に沿った活動及び活動時間を設定している。

□　児童生徒の発達段階や健康の状態、気温等の環境を考慮し、指導内容や練習時間、水分補給や休息時間等を設定している。また、施設管理者と連携した用具や施設の点検、保護者や関係機関への緊急時の連絡体制の整備等を行うなど、児童生徒の安全確保に万全を期している。

令和　　年　　月　　日

地域クラブ名

代表者名